

## 意見等募集の結果について

案 件	悪臭に係る規制方法の変更について
結果の公表場所	ホームページ、環境保全課担当窓口、 情報ルーム（市役所南館1階）
意見募集期間	平成23年11月14日から平成23年12月13日まで
意見提出件数	2人 4件 (うち賛否のみ 0件、無効 0件)
公表資料	<ul style="list-style-type: none"><li>・悪臭に係る規制方法の変更について</li><li>・規制方法変更前後対照表</li><li>・告示素案</li></ul>
結果公表日	平成24年1月 日
担当課	産業環境部 環境保全課 指導係 電 話：072-620-1646 FAX：072-627-0289 Eメール：kankyohozen@city.ibaraki.lg.jp

## 提出された意見等及び市の考え方

### 第1章 制度変更にあたっての基本的な考え方

No.	意見の概要	市の考え方
1	臭気指数規制の導入により、被害感覚に近い判断が可能となることは評価するが、その判断に個人差が無いよう期待したい。	臭気指数規制導入に際しては、個人差が発生しない公平な制度運用に努めてまいります。
2	規制を変更する意図、背景について丁寧な理由、説明を記述してほしい。大阪府下の対応状況について付記願いたい。	規制を変更する理由につきましては概要の「変更理由」で示しております。大阪府内における臭気指数規制導入自治体は、現在12市3町となっております。詳細については大阪府ホームページに掲載されております。告示の際には、本市ホームページにも資料を掲載させていただきます。

### 第2章 告示素案について

No.	意見の概要	市の考え方
3	市民に対する説明責任を果たす観点から、規制地域の指定、規制基準の設定(告示素案)について分かりやすく記載してほしい。	規制地域は茨木市域全域です。規制基準の設定については、法で定められており、本市では以下のとおりとなります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1号基準(敷地境界基準)は10</li> <li>・2号基準(排出口基準)は告示素案に記載されている、排出口高さの区分ごとに計算式により求められた値</li> <li>・3号基準(排出水基準)は26</li> </ul>

### 第3章 その他(パブリックコメントの対象とならないもの)

No.	意見の概要	市の考え方
4	阪急茨木市駅高架下(別院、駐輪、駐車場側)は悪臭がひどいので規制してほしい。	悪臭の個々の案件につきましては、今回の制度変更とは別に対応させていただきます。

# 悪臭に係る規制方法の変更について

## 1 変更理由

現在、本市では、悪臭防止法（以下「法」という。）の規制方法として、アンモニア、硫化水素等、不快な臭いの原因となる22種類の「特定悪臭物質」について濃度規制（以下「物質濃度規制」という。）を採用しています。しかし、物質濃度規制では、未規制物質や低濃度の臭気が複合した悪臭への対応が困難であることから、人間の嗅覚を用いる臭気指数規制の導入を予定しています。

## 2 臭気指数について

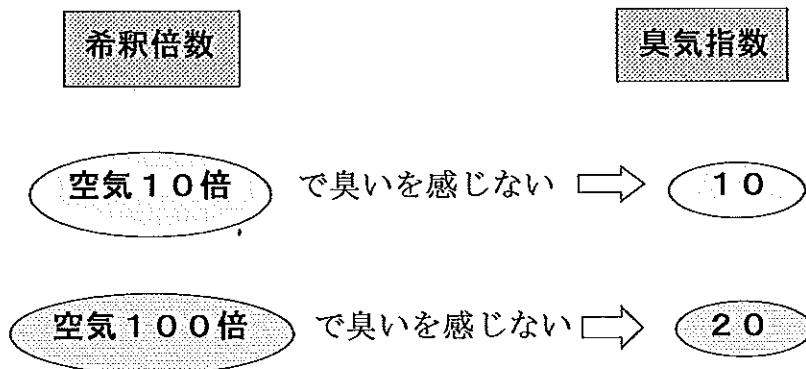
臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて臭いの程度を数値化したものです。

具体的には、元の臭いを人間の嗅覚で感じられなくなるまで無臭空気で薄めた時の希釈倍率を求め、その常用対数に10を乗じた値です。

臭気が強くなるほど臭気指数も高くなります。

臭気指数 =  $10 \times \text{Log}(\text{希釈倍数}^*)$

\* 希釈倍数：臭いを無臭空気希釈した時に、臭いを感じなくなった時の倍数。



### 3 規制内容

#### (1) 規制対象

すべての工場・事業場

\*一般家庭からの臭気は規制の対象外とします。

#### (2) 規制地域

茨木市内全域

\*公正な行政遂行の観点から市内全域を規制地域とします。

#### (3) 規制基準

##### ①敷地境界線上の規制基準（法第4条第2項第1号）

臭気指数「10」とします。

\*法施行規則では、敷地境界線上における臭気指数に係る規制基準を10～21の範囲で定めることとしています。

##### ②気体排出口の規制基準（法第4条第2項第2号）

煙突の高さや口径等から工場、事業場ごとに臭気指数の基準値が決められます。

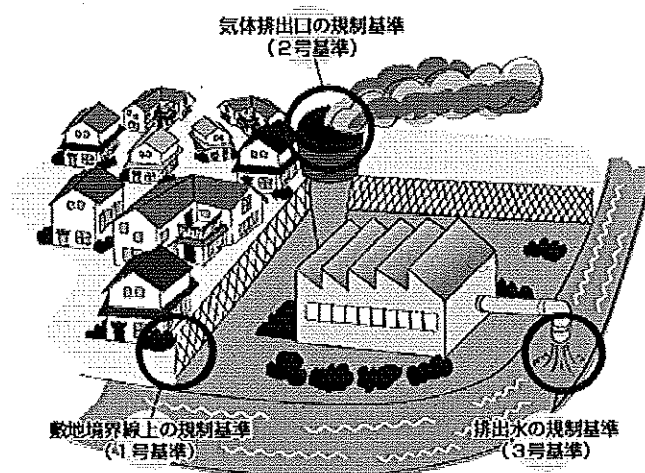
\*排出口から拡散した臭気が敷地境界線上の着地地点において敷地境界線上の規制基準以下になるために、排出口において満たさなければならない基準です。

##### ③排出水の規制基準（法第4条第2項第3号）

臭気指数「26」とします。

\*敷地境界線上の規制基準「10」+16です。

（法施行規則第6条の3に規定）



#### (4) 施行日

平成24年（2012年）4月1日

### 規制方法変更前後対照表

		変更後(素案)	変更前(現在の告示)
規制対象地域		市内全域	市内全域
規制手法		臭気指数規制	物質濃度規制
測定方法		嗅覚測定法 (三点比較式臭袋法及び 三点比較式フラスコ法)	機器分析法 (物質濃度の測定)
規制基準	敷地境界線 (第1号)	臭気指数「10」	アンモニアなど22物質の濃度
	気体排出口 (第2号)	「排出口高さ15m以上」 指標:臭気排出強度 (排出口の高さ、排出ガスの流量及 び周辺最大建物高さを基に算定)  「排出口高さ15m未満」 指標:臭気指数 (排出口の高さ、口径、排出ガスの 排出速度及び周辺最大建物高さを 基に算定)	アンモニアなど13物質の濃度 (排出口の高さを基に算定)
	排出水 (第3号)	臭気指数「26」	硫化水素など4物質の濃度

○大阪府域における「臭気指数規制」の導入状況

導入年月日	市 町 村 名	自治体数
H18. 4	大阪市	1
H18. 6	泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、岬町	5
H20. 1	堺市	1
H20. 7	松原市	1
H20.10	岸和田市	1
H21. 4	吹田市	1
H22. 4	貝塚市、高石市、熊取町	3
H23. 4	高槻市、箕面市	2
		15

\*府内市町村数43

(参考)全国の状況(平成21年度末)

	規制対象 自治体数	物質規制地域	臭気指数地域
市	735	498	237
区	23		23
町	461	357	104
村	52	38	14
計	1,271	893	378